

あんしんセキュリティ(プライバシー)(30日コース)ご利用規約

株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます。)がお客さまに提供するあんしんセキュリティ(プライバシー)(30日コース)サービス(以下「本サービス」といいます。)は、この「あんしんセキュリティ(プライバシー)(30日コース)ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従って提供されます。お客さまが本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

第1条(利用契約の成立)

- (1) 本サービスの利用を希望するお客さま(以下「申込者」といいます。)は、本規約の内容に同意のうえ、ドコモが別に定める方法に従い、ドコモから本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約(以下「利用契約」といいます。)の申込みを行うものとします。
- (2) 前項に基づき利用契約の申込みがなされた時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込み(利用契約締結後の本サービスの利用に関する各種注文を含みます。)について法定代理人(親権者又は未成年後見人)の事前の同意を得るものとします。
- (3) ドコモは、次の各号に定める事項のいずれかに該当するとドコモが判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - ① ドコモが別途定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款又は5G サービス契約約款(以下総称して「契約約款」といいます。)に基づく契約(以下「回線契約」といいます。)をドコモとの間で締結中のお客さま(以下「回線契約者」といいます。)による申し込みであり、かつ当該回線契約について、電話番号保管中など、ドコモが別に定める状態にあるとき
 - ② 申込みの内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそれらのおそれがあるとき
 - ③ 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人(親権者又は未成年後見人)の同意を得ている事実をドコモが確認できないとき
 - ④ 本利用料(第6条に定義します)の支払いに関して、本決済事業者(第6条に定義します。)の承認を得られないとき
 - ⑤ 申込者が第7条(禁止事項)の定めに違反するおそれがあるとき
 - ⑥ 申込者が過去に本規約又はドコモが別に定める「d アカウント 規約」又は「ビジネス d アカウント規約」(以下「d アカウント規約」といい、本規約と d アカウント規約とを総称して以下「本規約等」といいます。)に違反したことがあるとき、又はそのおそれがあるとき
 - ⑦ 申込者が、過去にドコモにより、ドコモが別に定める「あんしんセキュリティ(プライバシー)ご利用規約」(以下「あんしんセキュリティ(プライバシー)ご利用規約」といいます。)に基づき提供される「あんしんセキュリティ(プライバシー)」(以下「あんしんセキュリティ(プライバシー)」)と申します。)の利用を停止され、又はあんしんセキュリティ(プライバシー)の利用にかかる契約(以下「あんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約」といいます。)を解約されたことがあるとき
 - ⑧ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき
 - ⑨ 本利用料その他のドコモ若しくは本決済事業者に対する債務の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - ⑩ 申込者が本規約に定めるサービス契約者(第2条に定義します。)としての義務を遵守しないおそれがあるとき
 - ⑪ 申込者が第20条(反社会的勢力の排除)の定めに違反するおそれがあるとき

- ⑫ その他、申込者が本規約に違反するおそれがあるとき
 - ⑬ ドコモが別に定める場合に該当するとき
 - ⑭ ドコモの業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 利用契約は、ドコモが第 1 項に基づく申込みを承諾し、その旨の通知を申込者に行った時点で当該申込者とドコモとの間において成立するものとします。
- (5) 申込者が、あんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約を締結されている場合には、d アカウント規約に基づき発行される d アカウント又はビジネス d アカウント(以下総称して「d アカウント」といいます。)のうち、当該あんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約を締結されている回線契約にかかる d アカウント(当該回線契約に基づき利用されている契約回線にかかる電話番号をドコモ所定の手続により追加した d アカウントを指すものとし、以下「ドコモ回線 d アカウント」といいます。)又は d アカウント規約に基づき発行されるキャリアフリー d アカウント若しくはキャリアフリービジネス d アカウント(当該あんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約をご利用の d アカウントに限ります。)で、利用契約をお申込みいただくことはできません。
- (6) ドコモとの間で利用契約を締結されたサービス契約者が、第 13 条第 2 項に定める利用契約の有効期間(以下「有効期間」といいます。)中に当該利用契約をご利用の d アカウントであんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約を締結された場合(当該あんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約の締結後、利用契約の有効期間中にあんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約が解約等により終了した場合を含みます)には、あんしんセキュリティ(プライバシー)のみご利用いただくことができ、本サービスはご利用いただけませんので、ご注意ください。なお、この場合、本サービスで設定した対象情報(第 2 条に定めます。)その他の設定情報等は、ドコモ所定の範囲であんしんセキュリティ(プライバシー)に引き継がれます。

第 2 条(本サービスの概要)

- (1) ドコモとの間で利用契約を締結されたお客さま(以下「サービス契約者」といいます。)は、本サービスを利用するために必要となる本サービス専用のアプリケーションソフトウェア(以下「本アプリ」といいます。)がインストールされた、ドコモが別に定める対応端末(以下「本サービス対応端末」といいます。)において、次の各号に定める機能をご利用いただくことができます。なお、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法によりサービス契約者に事前に通知又は周知することにより、本サービス対応端末及び対応する OS のバージョンを変更することができるものとします。また、本サービス対応端末の種別、本アプリのバージョン又は本サービス対応端末の OS のバージョンアップの有無等によって、ご利用できる機能に制限がある場合があります。
- ① サービス契約者が本号に定める機能によるモニタリングの対象となる情報として本アプリ上に登録した情報(ご登録後にサービス契約者が本アプリ上の操作説明に従い当該情報を変更した場合には変更後の情報を指し、以下「対象情報」といいます。)について、インターネット(一般的な検索エンジン等でアクセスできないウェブページやウェブサイトであって、物品や情報(個人情報等)の違法な売買等がなされる場となることが想定される「ダークウェブ」と称されるものを含みます)において流出していないかを Lookout, Inc.(米国インターネットセキュリティ事業者)(以下「Lookout 社」といいます。)の定める方法によりモニタリングすることができる機能
 - ② 前号に定めるモニタリングの結果、対象情報がインターネットにおいて流出していることを検知した場合に、本アプリ上でその旨を通知(対処方法等のご案内を含みます。)を受けることができる機能
- (2) 第 1 号および第 2 号の機能については、対象情報を Lookout 社のサーバへ送信し、Lookout 社が提供するデータベース(以下「本データベース」といいます。)を利用して、インターネット上での流出が検知された個人情報として本データベースに登録されている情報と対象情報が一致するかを確認し(第 1 号)、一致する場合に通知を行う(第 2 号)ものです。なお、本データベースに登録されている情報は最新の情報とは限らないため、当該検知は対象情報の流出から長期期間経過後となる場合があります。

また、第 2 号に定める通知に含まれる対処方法その他対象情報の流出に関連する情報については、一般的に想定される対処方法等をご案内するものです。本サービスはドコモが当該対処方法を実行することを含むものではなく、ドコモが通知する対象情報の流出に関連する情報の正確性等を保証するものでもありませんので、当該対処方法の実行等についてはサービス契約者のご判断と責任により行っていただきます。ドコモは、第 1 号に定めるモニタリング、第 2 号に定める通知及び本データベースについて、サービス契約者の特定の利用目的への適合性、完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について保証するものではなく、インターネットにおける対象情報の全ての流出を検知し通知することを保証するものではありません。

- (3) 本サービスの利用には、ドコモ所定のインターネット接続環境及びドコモ所定のスペックを有する通信機器、ソフトウェアその他これらに付随する機器(本サービス対応端末及び本アプリを含み、以下総称して「所定接続環境等」といいます。)が必要となります。サービス契約者は、これらの所定接続環境等のすべてについて、自己の責任と費用において準備及び設定するものとします。また、当社は、サービス契約者に予め通知することなく所定接続環境等に関する指定を取り消すことができるものとし、この場合、以後当該指定が取り消された接続環境等では本サービスを利用できないことがあります。

第 3 条(ご注意事項)

- (1) ドコモは、本アプリのバージョンアップ版を提供する場合があります、サービス契約者ご自身でバージョンアップ版をダウンロードいただく必要があります。この場合、サービス契約者がバージョンアップを行うまでの間又は本アプリのバージョンアップ後に本アプリの画面表示に従って所定の操作を完了するまでの間、本サービスの全部又は一部をご利用いただけなくなる場合があります。また、バージョンアップを行う前にサービス契約者の本アプリ内に蓄積されていた設定データなどが全て消去される場合があります。
- (2) 本アプリは、対象情報を登録又は変更する機能及び対象情報と本データベースの情報が一致した場合に通知を受ける機能を有していますが、通信のタイミングにおいてサービス契約者の本サービス対応端末が通信可能な状態にない場合などには、当該情報の登録又は変更及び通知の受信が実施されない場合があります。
- (3) サービス契約者の本サービス対応端末が通信可能な状態にない場合などには、本アプリのダウンロードやバージョンアップができない場合があります。
- (4) 本サービスの利用時において、サービス契約者の本サービス対応端末のレスポンスや通信速度が低下する場合があります。
- (5) 本アプリのバージョンアップ版のダウンロード中、本サービスの利用中などに通信が切れた場合、サービス契約者の本サービス対応端末に本アプリの動作に支障を及ぼすアプリ(本サービスと同種の機能を有するアプリ、タスクマネージャ機能を有するアプリなど)がインストールされている場合など、本アプリが正常に動作しない場合があります。
- (6) サービス契約者のご利用の方法によっては、定期的な通信によりパケット通信量/データ通信量が増え、本サービス対応端末の消費電力が増加し、連続通話(通信)時間・連続待受時間が短くなる場合があります。

第 4 条(知的財産権等)

- (1) 本サービスに関連して、又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される本アプリ及びその他の情報・コンテンツ等(以下総称して「本アプリ等」といいます。)にかかる著作権等の知的財産権その他一切の権利は、ドコモ又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本アプリ等を使用することができるものとします。
- (2) 本アプリ等の内容及び品質は、サービス契約者が本サービスにおいて本アプリ等の提供を受ける時点でドコモ

が合理的に提供可能な範囲のものとしします。

- (3) 本アプリ等に Web ページへのリンクを掲載している場合がありますが、ドコモは、リンク先がドコモが管理する Web ページである場合を除き、当該 Web ページの内容、安全性等を保証するものではありません。

第 5 条(d アカウントの ID/パスワードについて)

- (1) サービス契約者をご利用の本サービス対応端末において、本サービスを利用する場合には、d アカウントの ID 及びパスワードの入力又は d アカウント規約に基づき d アカウント設定(以下「d アカウント設定」といいます。)がなされている本サービス対応端末による認証が必要です。なお、d アカウントの利用条件は、d アカウント規約の定めるところによります。
- (2) d アカウントの ID 及びパスワードが入力されて本サービスの利用がなされた場合、当該利用はサービス契約者によりなされたものとみなします。
- (3) 本サービスは、利用契約の申込みをされた本サービス対応端末からのみ利用することができます。ただし、利用契約締結後に本アプリ上で d アカウントの ID 及びパスワードを入力する前に本アプリをアンインストールされた場合には、その後、同一の本サービス対応端末において再度本アプリをインストールされた場合であっても、当該利用契約の申込みをされた本サービス対応端末とは異なる本サービス対応端末からのご利用とみなし、再度当該本サービス対応端末から本サービスを利用するためには、新たに利用契約をお申込みいただき、本利用料をお支払いいただく必要があります。
- (4) 前項本文の規定にかかわらず、サービス契約者が、当該利用契約の申込みをされた本サービス対応端末にインストールされている本アプリに d アカウントの ID 及びパスワードを入力(以下「本設定」といいます。)されている場合には、新たにご利用を希望される本サービス対応端末に本アプリをインストールのうえ、同一の d アカウントで本設定をすることにより、当該利用契約の申込みをされた本サービス対応端末以外の本サービス対応端末からご利用いただくことができます。なお、本項に定める場合以外は、利用契約の有効期間中であっても、本サービス対応端末の故障や機種変更等の際に新しい本サービス対応端末から本サービスを利用するためには、新たに利用契約をお申込みいただき、本利用料をお支払いいただく必要がありますので、本設定をされたうえでご利用ください。
- (5) 第 13 条第 2 項に基づき利用契約が有効期間満了により終了した場合、再度利用契約をお申込みいただくことにより本サービスをご利用いただけますが、既に終了した利用契約(以下「終了済利用契約」といいます。)に関するサービス契約者の対象情報その他の設定情報等は引き継がれません。ただし、この場合であって、終了済利用契約において本設定をされていた場合には、終了済利用契約の終了日の翌日から起算して 3 日目までに当該終了済利用契約のお申込み時に入力された d アカウントで再度利用契約をお申込みいただいた場合には、ドコモが別に定める範囲で終了済利用契約にかかる対象情報その他の設定情報等が引き継がれる場合があります。

第 6 条(利用料の支払等について)

- (1) サービス契約者は、本サービスのご利用の対価(以下「本利用料」といいます。)として、本サービスの利用契約のお申込みを行う画面に表示される金額(税込)をドコモにお支払いいただきます。
- (2) サービス契約者は、本利用料の支払いについては、Apple, Inc.(又は同社が指定する第三者)(以下「本決済事業者」といいます。)の提供する決済手段を利用するものとし、当該決済手段の利用に関して本決済事業者が定める規約に同意のうえ、同規約に従って本利用料の支払いを行うものとしします。
- (3) サービス契約者が、同一期間において、利用契約とあんしんセキュリティ(プライバシー)利用契約の双方を締結されている場合、本利用料に加えて、あんしんセキュリティ(プライバシー)のご利用にかかる対価もお支払い

ただ必要があるほか、あんしんセキュリティ(プライバシー)ご利用規約に基づきあんしんセキュリティ(プライバシー)のご利用にかかる対価が無料となる期間中であっても、本利用料をお支払いいただく必要がありますのでご注意ください。

- (4) 前項の場合を含め、ドコモは、本利用料及びあんしんセキュリティ(プライバシー)のご利用にかかる対価の返還、払い戻し等を行わないものとします。
- (5) 本サービスのご利用には、一部を除き、パケット通信料/データ通信料がかかります(本アプリ及びそのバージョンアップ版のダウンロード時、第2条第1項第1号に定める対象情報の登録又は変更時、第2条第1項第2号に定める通知の受信時などを含みますが、これらに限りません)。

第7条(禁止事項)

サービス契約者は、本サービスのご利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① ドコモ若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、その他の権利若しくは利益を侵害する行為、又は侵害するそのある行為
- ② 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ サービス契約者以外の第三者にかかる個人情報を対象情報として登録する行為
- ④ ドコモ若しくは第三者の設備に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスの提供を不能にすること、その他本サービスの提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑤ ドコモの営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- ⑥ ドコモ若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ⑦ 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- ⑧ 本サービスを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
- ⑨ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑩ ドコモ若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑪ d アカウントの ID 又はパスワード(dアカウント設定がなされている本サービス対応端末を含みます。)を不正に使用する行為
- ⑫ ドコモの定める手順に反する方法で本アプリをインストールし、使用する行為。その他、本アプリを、本アプリの本サービス対応端末へのインストール時に表示されるドコモが定める本アプリの使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為
- ⑬ 本アプリを本サービス対応端末以外の端末(本サービス対応端末を不正に改造した端末を含みます)で利用する行為
- ⑭ 本アプリ等について、複製、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含みます。)、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本アプリ等を本規約に基づき許諾された範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑮ 本アプリについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為(主に内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)を行う行為
- ⑯ 本アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
- ⑰ 上記の他、法令若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

第8条(輸出入関連法規の遵守)

サービス契約者は、本アプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関する法令等(以下「輸出

入関連法規」といいます。)の適用を受ける場合には、輸出入関連法規を遵守するものとします。なお、サービス契約者は本条の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、サービス契約者のご自身の責任でこれを解決するものとします。

第9条(パーソナルデータの取扱い)

- (1) ドコモは、パーソナルデータの取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。
- (2) ドコモは、本サービスの提供にあたり、本データベースを保有等する Lookout 社(米国インターネットセキュリティ事業者)に対し、対象情報を提供します。対象情報の提供先(所在国含む)、利用目的、提供先の所在国における個人情報保護制度に関する情報、提供先が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は以下のとおりです。

【対象情報の提供先(所在国含む)】

Lookout, Inc.(所在国:アメリカ合衆国 カリフォルニア州)

【提供先における利用目的】

本規約第2条 1 項1号に定める機能の提供のため

【提供先の所在国における個人情報保護制度に関する情報】

以下(リンク先)からご確認ください

[アメリカ合衆国 カリフォルニア州における個人情報の保護に関する制度](#)

【提供先が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報】

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則(①情報収集の原則/②データ内容の原則/③目的明確化の原則/④利用制限の原則/⑤安全保護措置の原則/⑥公開の原則/⑦個人参加の原則/⑧責任の原則)に対応する措置を全て講じています。

第10条(本サービスの提供中断等)

- (1) ドコモは、次の各号に該当するとドコモが判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - ① 本サービスにかかるシステム(Lookout 社のサーバその他本サービスの提供にあたり利用する第三者のサービスにかかるシステムを含み、以下同じとします)の保守・点検等のために必要な場合
 - ② 天災地変等の不可効力等により、本サービスの提供ができない場合
 - ③ 本サービスにかかるシステムの障害等が発生した場合
 - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要がある場合
 - ⑤ 運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断される場合
 - ⑥ その他合理的に必要と認められる場合
- (2) ドコモは、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
- (3) ドコモは、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を本サービスに関する情報を掲載したドコモの Web サイト(以下「本サービスサイト」といいます。)上に掲載する方法によりサービス契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- (4) ドコモは、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であ

っても、本利用料の返還、払い戻し等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等によりサービス契約者に損害が生じた場合であっても責任を負いません。

第 11 条(本サービスの利用停止)

- (1) ドコモは、サービス契約者が次の各号に該当するとドコモが判断したときは、サービス契約者に対する事前の通知を行うことなく、サービス契約者による本サービスの全部又は一部のご利用を停止することができるものとします。
 - ① 第 1 条(利用契約の成立)第 3 項各号のいずれかに該当する場合
 - ② 第 7 条(禁止事項)に違反した場合
 - ③ ドコモに対して事実と反する内容の届出又は通知をした場合
 - ④ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があった場合
 - ⑤ その他本規約に違反した場合
 - ⑥ その他ドコモの業務遂行上支障がある場合
- (2) ドコモは、サービス契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、ドコモが第 13 条(利用契約の終了等)に基づき利用契約を解除することを妨げるものではありません。
- (3) ドコモは、第 1 項に基づきサービス契約者による本サービスの利用を停止した場合であっても、本利用料の返還、払い戻し等を行いません。

第 12 条(本サービスの変更、追加、廃止)

- (1) ドコモは、本サービスサイト上に掲載する方法その他ドコモが適当と判断する方法によりサービス契約者に事前に通知又は周知することにより、本サービスの全部若しくは一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。なお、本サービスの全てが廃止された場合には、当該時点をもって利用契約は終了するものとします。
- (2) ドコモは、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 13 条(利用契約の終了等)

- (1) ドコモは、サービス契約者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、サービス契約者に何らの催告なく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき
 - ② 第 11 条(本サービスの利用停止)第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの利用が停止された場合において、当該事由がドコモの業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又はドコモが指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき
 - ③ 第 7 条(禁止事項)に違反したとき
 - ④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - ⑤ 本利用料その他のドコモ又は本決済事業者に対する債務をその支払期限を経過してもなお支払いただけな
いとき
 - ⑥ ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき
 - ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
- (2) 利用契約の有効期間は、利用契約の成立の日の翌日から起算して 30 日目までとなります。当該期間の経過を

もって、利用契約は自動的に終了します。

- (3) サービス契約者が回線契約者である場合において、利用契約でご利用のドコモ回線dアカウントにかかる回線契約について、MNP(携帯電話ポータビリティ)を利用した解約、名義変更又は電話番号保管がなされたときは、当該ドコモ回線dアカウントがdアカウント規約に基づき移行したキャリアフリーdアカウント又はキャリアフリービジネス d アカウントで引き続き本サービスをご利用いただくことができます。なお、この場合、dアカウント規約に基づきキャリアフリーdアカウント又はキャリアフリービジネスdアカウントへの移行のお申込が別途必要になる場合があります。
- (4) 利用契約が終了した後も、本アプリにて利用契約の終了を確認できるまでの間、自動的に通信が発生する場合があります。
- (5) ドコモは、本条に基づき利用契約が終了したことにより、お客さまが損害を被った場合でも、その責任を負いません。

第 14 条(利用契約の終了時の取扱い)

第 12 条(本サービスの変更、追加、廃止)第1項、第 13 条(利用契約の終了等)各項により利用契約が解約、解除その他の事由により終了した場合、本サービスにおいて登録された対象情報その他設定情報等は全て削除されます。

第 15 条(本アプリの契約不適合)

- (1) ドコモは、本サービス又は本アプリの完全性・有用性・正確性・即時性・安全性等を保証するものではなく、必ずしもお客さまの特定の利用目的や要求に対する適合性を保証するものではありません。また、ドコモは、本アプリが第三者の著作権等知的財産権その他の権利を侵害していないこと、本アプリが正常に動作することを保証するものではありません。
- (2) ドコモは、本アプリに利用契約に定める内容に適合しない点(以下「契約不適合」といいます。)が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めるときは、利用契約に定める内容に適合する本アプリを提供し、又は当該本アプリの契約不適合を修補するものとします。この場合、サービス契約者は、本アプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本アプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

第 16 条(損害賠償の制限)

- (1) ドコモが本サービス又は本アプリに関してサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモがサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害に限られるものとし、かつ、本利用料(サービス契約者が当該本利用料を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。)相当額を上限とします。ドコモは、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益についての責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスに関してサービス契約者が被った損害がドコモの故意又は重大な過失に起因する場合、本規約に置いてドコモを免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第 17 条(通知)

- (1) ドコモは、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

- ① サービス契約者が利用契約のお申込み時に入力された d アカウントに関して、d アカウント規約に基づく連絡先メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - ② その他ドコモが適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、ドコモが前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) ドコモは、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、ドコモが当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 18 条(残存効)

利用契約が終了した後も、第 6 条(利用料の支払い等)、第 9 条(パーソナルデータの取扱い)、第 10 条(本サービスの提供中断等)第 4 項、第 12 条(本サービスの変更、追加、廃止)第 2 項、第 13 条(利用契約の終了等)、第 14 条(利用契約の終了時の扱い)、第 16 条(損害賠償の制限)、第 21 条(権利の譲渡等)、第 22 条(準拠法)及び第 23 条(合意管轄)の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 19 条(本規約の変更)

ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- ① 本規約の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第 20 条(反社会的勢力の排除)

(1) サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること
- ② サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 21 条(権利譲渡等の禁止)

サービス契約者は、ドコモの事前の書面による承諾なしに、利用契約に関するサービス契約者の権利又は義務を譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第 22 条(準拠法)

利用契約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 23 条(合意管轄)

利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又はサービス契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約におけるビジネス d アカウントに関する規定は、ドコモが別途定めるビジネス d アカウント規約発効日から適用します。